

平成26年度第4回太田市指定管理者候補者審査委員会 議事録

- 日 時 平成27年1月14日(水) 午前9時30分から午前11時30分
- 場 所 太田市役所 10階 政策推進会議室
- 出席者 委員長 清水計男
委 員 竹沢 悦男、木村 早苗、茂木 真和、長島 榮一、
久保田 義美
事務局 朝倉事務局長、吉田次長、大澤課長補佐、山口主事
所管課
(1) 福祉こども部(社会支援課)
齋藤部長、堀越副部長、森参事、福田主幹、田端課長補佐
(2) 福祉こども部(高齢者福祉施設課)
齋藤部長、堀越副部長、堀越課長、森尻所長
(3) 健康医療部(健康づくり課)
三吉部長、大隅副部長、岡島課長、市川係長
事業者
(1) 太田市福祉会館(非公募施設)
・社会福祉法人 太田市社会福祉協議会
※新規の非公募施設のため、事業者のヒアリングを実施
しました。

1 開会(朝倉事務局長)

2 挨拶(清水委員長)

- ・大変お忙しいところありがとうございます。
- ・本日は、社会支援課が所管する福祉会館、高齢者福祉施設課が所管する太田市新田福祉総合センター、太田市尾島健康福祉増進センター、健康づくり課が所管する太田市総合健康センターを審査します。
- ・全案件について、所管部課としては非公募により指定管理者候補者を選定していきたいとのことです。
- ・福祉会館については非公募ですが、新規の指定管理施設なので、本日、応募団体のヒアリングを行います。
- ・委員の皆様のご意見をいただければと思います。
- ・本日はよろしくお願ひします。

3 審査事項(議長:清水委員長)

(1) 太田市福祉会館(非公募施設)

《施設の概要調書等に基づき、福祉こども部社会支援課による説明》

【主な質疑】

Q：福祉会館の応募団体である太田市社会福祉協議会に太田市の職員は出向していますか。

A：太田市職員の2名が出向しています。

Q：福祉会館の機能について教えてください。

A：福祉会館の1階に指定管理者候補者の社会福祉協議会の事務室を配置します。社会福祉協議会は民生委員等の関わりを通じて、地域に根ざした活動をしますので、福祉会館を地域福祉の拠点とすることを考えています。

Q：福祉会館の中の施設の貸出しについて、どのように行う予定ですか。

A：新しい福祉会館では、社会支援課を介さずに、社会福祉協議会が福祉会館内の部屋の貸し出しを請け負うこととなります。

《事業計画書等に基づき、社会福祉法人太田市社会福祉協議会による説明》

【主な質疑】

Q：現在の福祉会館から新しい福祉会館へと事務室の移転が予定されていますが、指定管理施設となる新しい福祉会館の利用をどのように考えていますか。

A：部屋の貸出しの窓口を一元化することができますので、利用者にとって利便性が高まると考えます。また、今までは事務室等が狭く作業に支障がありましたが、新しい福祉会館の作業スペースは広くなりますので、作業をスムーズに行うことができると思います。

Q：現在の福祉会館の事務室で勤務する職員は22人とのことですが、事務室が移転されることに伴い、職員数の変更はありますか。

A：新しい福祉会館におきましても、職員数は22人のままです。

Q：太田市社会福祉協議会の活動内容や新しい福祉会館のことについて周知する予定はありますか。

A：社会福祉協議会のホームページを開設していることや広報おたに「社協だより」を入れること等により市民に対して周知していますが、十分に周知できているわけではありませんので、今後、拡充してまいりたいと考えます。

Q：指定管理者として指定されますと、平成27年4月1日から新しい福祉会館に太田市社会福祉協議会は移転しますが、太田市の社会支援課や障がい福祉課等

との関係課と事務室移転に伴う業務の調整事項等の協議は行っていますか。

A：現時点では調整事項等の協議はあまり進んでいませんので、速やかに協議して参りたいと考えます。

【審査】

- ・ 挙手全員により、社会福祉法人太田市社会福祉協議会を指定管理者候補者に非公募で選定することに対して同意することに決定

(2) 太田市新田福祉総合センター及び太田市尾島健康福祉増進センター (非公募施設)

《施設の概要調書等に基づき、福祉こども部高齢者福祉施設課による説明》

【主な質疑】

Q：太田市新田福祉総合センターは、ふれあいと生きがいを持てる福祉を増進することを設置目的としていますが、施設の利用者の内訳を教えてください。

A：平成25年度の年間利用者数は157,222人で、その内、70歳以上の利用者数は約8万人、障がい者の利用者数は約21,000人です。

Q：太田市新田福祉総合センターの施設の利用料金についてはどのように区分されていますか。

A：3時間の入館料になるのですが、大人の方は市内300円、市外500円、70歳以上の方は市内100円、市外300円、障がい者の方は市内無料、市外300円です。

Q：入館料は指定管理者の収入となるのですか。

A：指定管理者の収入とならずに、指定管理者が入館料を預かり、市に納めます。

Q：太田市新田福祉総合センターの改善すべき課題として、利用者増に向けた取組が必要であるとのことですが、年間利用者数と使用料収入の実績について、平成24年度と平成25年度を比較しますと、年間利用者数は増加していますが、使用料収入は減少しています。この理由について教えてください。

A：入館料が無料の利用者が増加しますと、使用料収入は増加しないこととなります。当施設は福祉増進が目的とされていますので、利用者数の増加が使用料収入の増加につながるわけではないと考えます。

Q：利用者の時間管理はどのように行っていますか。

A：チケットに発行時間が表示されますので、利用者が帰る際にチケットを回収して、利用者の入場時間、退場時間を確認します。

Q：バスの送迎について教えてください。

A：平成17年の1市3町の合併前からバスの送迎を行っています。送迎は社会福祉協議会所有のバスを1台利用し、職員が運転します。バスによる送迎の利用者は約20人です。

Q：太田市新田福祉総合センターと太田市尾島健康福祉増進センターの施設としての違いは何かありますか。

A：太田市新田福祉総合センターは福祉棟と風呂棟に分かれていること、太田市尾島健康福祉増進センターは歩行浴ができるプールがあるということが違いとして挙げられます。

【審査】

- ・ 挙手全員により、社会福祉法人太田市社会福祉協議会を指定管理者候補者に非公募で選定することに対して同意することに決定

(3) 太田市総合健康センター（非公募施設）

《施設の概要調書等に基づき、健康医療部健康づくり課による説明》

【主な質疑】

Q：太田市健診センターの職員数を教えてください。

A：6人です。

Q：利用者からの投書数が27件から9件に減少したとのことですが、利用者が単純に投書を出さなかったのか、それとも指定管理者が努力をして対応した結果、投書数が減少したのか、どちらでしょうか。

A：利用者から意見や要望がある場合に投書を出すことになっていますので、指定管理者が真摯に対応した結果、意見又は要望としての投書が減少したものと考えられます。9件のうち、7件が要望、2件がお礼等となっていますが、要望の7件のほとんどが施設の設備や老朽化に対する対応等に関する要望となっています。

Q：指定管理者の管理運営状況の評価における個別項目ごとの評価の「その他必要と認める事項」についてのみ、A評価ではなくB評価となっていますが、その

理由を教えてください。他の項目は全てA評価となっています。

A：施設の設備や老朽化に対する対応に関し、対応が必要なものと考えますが、予算等の制約もあり、指定管理者が対応することには限界があるため、その点をB評価としました。

Q：健康づくり課、指定管理者である太田市健診センター、業務委託先の連携は図られていますか。

A：はい、毎日必ず連絡を取り合っています。何か問題が生じた場合に対しても、迅速に対応することができます。

【審査】

- ・ 挙手全員により、一般財団法人太田市健診センターを指定管理者候補者に非公募で選定することに対して同意することに決定

4 その他

- ・ 審査報告書の作成は事務局で作成し、委員長から市長に報告
- ・ 市長へ報告後、報告書の写しを委員へ送付

5 閉会（朝倉事務局長）